



【事業者向け】県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」のご案内

■概要

年末年始の宿泊予約の落ち込みを回復するため、緊急的に県民向け(ただし同居の家族に限る)を対象に、下記期間の宿泊に対し、割引金額の助成を行います。

■対象期間

令和2年12月28日(月)～令和3年1月11日(月)宿泊分 (※予定)

※ただし、上記のうち 12月23日以降に予約された新規の予約分に限る

■割引対象者 長野県在住者(ただし原則同居の家族に限る)

お客様が割引を利用して宿泊される際は「安心旅人宣言カード」(右図)の持参をご案内いただくなど、感染症対策への御協力をお願いします。

(※安心旅人宣言カードは下記よりダウンロードできます。)

(https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/documents/tabii_201217.pdf)



■宿泊割引額

1人1泊あたりの宿泊代金(税込) ※精算時の一人当たりの宿泊・飲食代	5,000～10,000円未満	10,000円以上
割引金額	3,000円	5,000円

※ただし 1度の宿泊旅行あたり2泊までを上限とする。

■割引方法 県内宿泊事業者にて割引

(※ただし、事前に参加申し込みがあり登録完了している対象事業者のみ)

- ・事前精算の場合…チェックイン(アウト)時にキャッシュバックでご返却
- ・現地精算の場合…販売価格からの割引にて対応
- ・割引に当たっては、宿泊者が「割引確認書」に必要事項を記入し、宿泊施設から事務局に提出

■参加対象事業者(下記いずれかを満たし、令和2年12月1日以前に開業している営業実態がある事業者)

- ①県内に営業所のある旅館業法の許可事業者
- ②県内に営業所のある住宅宿泊事業法の登録事業者

※①②のいずれも風営法第2条第6項に規定する事業者を除く

■申請方法 電子申請・FAXのみ(締切:12月29日(火)までにお送りください。)

- ・電子申請は、「新たな旅のすゝめ」宿泊割HP(<https://tabi-susume.com/>)内に開設される特設ページ「県民支えあい家族宿泊割」より電子申請フォームにてお送りください

(※23日18時オープン予定)

- ・上記の対応が難しい宿泊事業者様は、申込書(様式1号)をFAXでお送りください。

■その他

- ・新型コロナウイルスの感染状況によっては、本事業を中止または、1月12日(火)以降も継続する場合があります。その場合には、対象事業者にメール(またはFAX)で事前にご連絡致します。
- ・割引の開始は、登録完了通知書及びマニュアルの到着以降でお願いします。
- ・精算方法については、登録完了証と一緒に送りするマニュアルにてお知らせします。
- ・割引を適用する場合には、宿泊される代表者の方に割引確認書を記入して頂く必要があります

◆お問合せ先:「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

事業者向け:026-224-0444【平日10時～17時 12/30～1/3は休業】

◆詳細は、特設HP(<https://tabi-susume.com/>)内のお知らせ欄をご覧ください。

